

令和3年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

- ① 市町村の一般廃棄物処理施設の整備・維持管理への助言
- ② 市町村の一般廃棄物処理計画の見直しの際の助言

(1) 事業目的

一般廃棄物の処理は市町村の責務となっており、市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により一般廃棄物処理計画を定め、同計画に基づき、適正処理を推進するとともに、同計画に沿って施設整備を進めます。県は市町村の取組の支援を行うことで、一般廃棄物の適正処理の推進及び、施設整備の確保を図ります。

(2) 取組状況

市町村が廃棄物の適正処理を推進するため施設整備を行う際、必要な技術的助言を行うとともに、処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜立入検査を行い、必要に応じて指導を行っています。

また、市町村が一般廃棄物処理計画の見直しを実施する際、一般廃棄物の適正処理に配慮した助言を行っています。

【担当課】

| | |
|------------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| (主) 廃棄物対策課 | 0852-22-6419 |